シリーズ人権教育　第１４９回

個人情報を守るために

～登録型本人通知制度～



登録型本人通知制度がはじまります

　１０月１日から、住民票などに関する登録型本人通知制度が本市ではじまります。

　この制度は、事前に登録した人に対して、住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を

本人の代理人や第三者に交付したとき、「証明書を交付した」という事実を本人に知らせるものです。

制度が導入された背景

　現在の法律では、弁護士、司法書士、行政書士などの資格を持つ人は、職務上必要な場合、本人の了承なく住民票の写しや戸籍謄抄本などを取得することができます。これらの証明書には、住所・氏名・生年月日・家族関係などの個人情報が記載されています。

　この法律を悪用し、調査会社や探偵業者の依頼を受けてこれらの証明書を大量に不正取得し、その情報を売買する事件が起きました。

　登録型本人通知制度は、こうした不正取得を防止するために導入されました。これにより、

1. 不正取得が早期に発見され、個人情報の　　　　　不正利用防止や事実関係の早期究明につながる。

②不正が発覚する可能性が高まるため、不正請求を抑止することにつながる。

といった効果が期待できます。



不正取得は、私たちの

人権にかかわる問題

　不正取得された個人情報は、高齢者世帯への詐欺、ストーカー行為などへの悪用が考えられます。暴力団担当警察官への脅迫や、交際相手の女性や家族へのいやがらせなどに使われたケースもありました。

　また、不正取得事件の犯人の１人は、裁判で「依頼の８割から９割は結婚相手や浮気の調査が目的」と証言しています。結婚や就職などの際に、本人に関する情報（出生、国籍、家庭環境、障害・病気の有無など）を、本人の知らないところで、戸籍謄本などの取得や近所の人などへの聞き取りによって調べることを「身元調査」といいます。身元調査を依頼する人がいるからこそ、このような事件が起きるという側面もあるのです。

　個人情報が守られる社会は、人権が尊重される社会につながります。この制度への登録によって、不正取得への抑止力を高めましょう。

　また、本人の性格や能力とは関係のない、出生や国籍などにより、その人を判断する

ことは差別であり、これにつながる身元調査は、重大な人権侵害です。身元調査を依頼しない、身元調査に協力しないことも大切です。

登録型本人通知制度の内容については、２７ページに掲載されています。

制度を利用するには、あらかじめ登録が必要です。

問　市民課

　☎（０８２）・４２０・０９１５

　☎（０８２）・４２０・０９２５